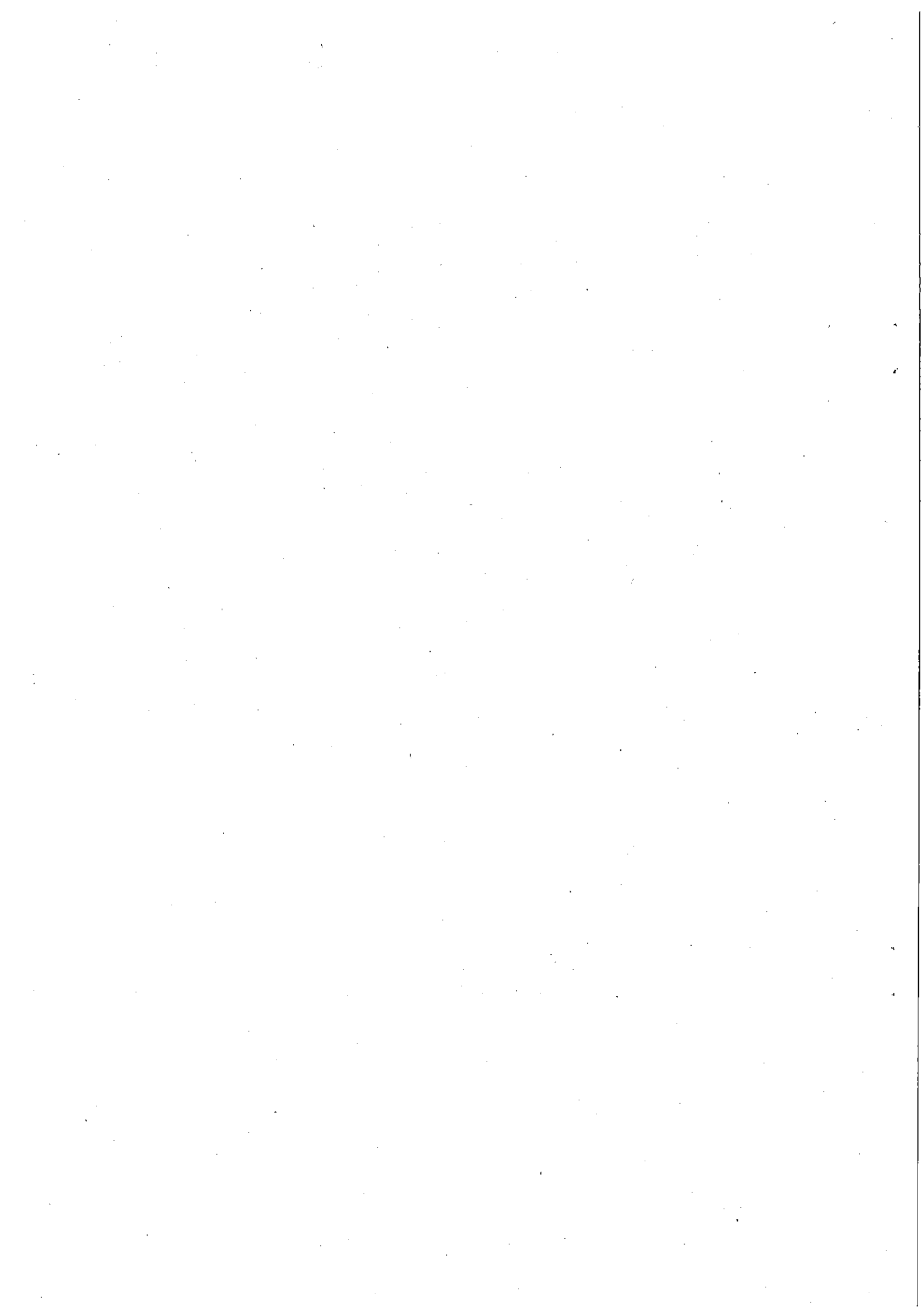


# 財政福祉委員会資料

平成27年3月4日

財政関係



## 目 次

	頁
1 個人市民税の納税義務者数等の推移	1
2 個人市民税（所得割）の所得階層別納税義務者数	2
3 個人市民税（所得割）の所得階層別減税額等	3
4 法人市民税の税制改正の主な内容と影響額	4
5 固定資産税の推移	5
6 固定資産税（土地）の区別評価額変動率	6
7 固定資産税における家屋と特定空家等の取扱い	7
8 固定資産税（土地）の住宅用地特例適用件数等の推移	9
9 空き家率に基づく固定資産税・都市計画税の税額の試算	10
10 市税の差押件数の推移	11
11 市税の徴収猶予等の適用人数の推移	11
12 市税徴収率の指定都市比較	12
13 滞納処分取消等請求事件の概要	13
14 法律により差押が禁止されている財産	14
15 市税の納付方法別利用状況の推移	15
16 地方消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金増収分の充当対象経費等	16
17 住宅都市使用料の内訳と推移	17
18 高等学校授業料及び高等学校管理費負担金の推移	18
19 土地売払代及び未利用土地残高の局別内訳	19
20 物品売払代の局別内訳	20
21 自動車運送事業会計貸付金の状況	21

	頁
22 歳計現金等及び基金の運用益について-----	22
23 基金の現在高及び積立・取崩の状況-----	23
24 財務会計総合システムの経費について-----	24
25 社会保障・税番号制度の導入趣旨等-----	25
26 社会保障・税番号制度の導入に係るシステム改修経費（税関係） -	26
27 用地先行取得特別会計の保有状況-----	27
28 工事請負の入札状況-----	28
29 名古屋市入札監視委員会の意見-----	29
30 公契約条例の検討状況について-----	30
31 指定金融機関について-----	31
32 今後の収支見通し-----	32
<参考>市長提案事業に係る財政的影響について-----	33

# 1 個人市民税の納税義務者数等の推移

(単位：人)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度 (見込)
推 計 人 口 ① (1月1日現在)		2,268,072	2,272,075
個人市民税	納 税 義 務 者 数	1,089,074	1,098,151
	控 除 対 象 配 偶 者 数	268,076	263,529
	扶 養 控 除 の 対 象 者 数	434,116	433,838
	小 計 ②	1,791,266	1,795,518
差 引 ( ① - ② )		476,806	476,557

- (注) 1 推計人口は、国勢調査結果を基礎とし、毎月の住民基本台帳人口などの異動数を加減して推計したものである。  
2 扶養控除の対象者数には、16歳未満の扶養親族を含む。

## 2 個人市民税（所得割）の所得階層別納税義務者数

課税総所得金額	平成26年度（見込）	
	納税義務者数（人）	構成比（％）
100万円以下	343,067	32.8 (32.8)
100万円超 200万円以下	295,537	28.2 (61.0)
200万円超 300万円以下	171,640	16.4 (77.4)
300万円超 400万円以下	91,882	8.8 (86.2)
400万円超 500万円以下	51,309	4.9 (91.1)
500万円超 600万円以下	27,020	2.6 (93.7)
600万円超 700万円以下	15,502	1.5 (95.2)
700万円超 800万円以下	10,549	1.0 (96.2)
800万円超 900万円以下	7,664	0.7 (96.9)
900万円超 1,000万円以下	5,904	0.6 (97.5)
1,000万円超 1,500万円以下	13,814	1.3 (98.8)
1,500万円超 2,000万円以下	5,048	0.5 (99.3)
2,000万円超	7,587	0.7 (100)
合 計	1,046,523	100

(注) ( ) 書きは累計である。

### 3 個人市民税（所得割）の所得階層別減税額等

課税総所得金額	減税額 (百万円)	構成比 (%)	納税義務者数 (人)	構成比 (%)
100万円以下	525	6.7 (6.7)	343,067	32.8 (32.8)
100万円超 200万円以下	1,297	16.6 (23.3)	295,537	28.2 (61.0)
200万円超 300万円以下	1,263	16.2 (39.5)	171,640	16.4 (77.4)
300万円超 400万円以下	951	12.2 (51.7)	91,882	8.8 (86.2)
400万円超 500万円以下	685	8.8 (60.5)	51,309	4.9 (91.1)
500万円超 600万円以下	442	5.7 (66.2)	27,020	2.6 (93.7)
600万円超 700万円以下	301	3.9 (70.1)	15,502	1.5 (95.2)
700万円超 800万円以下	236	3.0 (73.1)	10,549	1.0 (96.2)
800万円超 900万円以下	195	2.5 (75.6)	7,664	0.7 (96.9)
900万円超 1,000万円以下	168	2.1 (77.7)	5,904	0.6 (97.5)
1,000万円超 1,500万円以下	500	6.4 (84.1)	13,814	1.3 (98.8)
1,500万円超 2,000万円以下	260	3.3 (87.4)	5,048	0.5 (99.3)
2,000万円超	988	12.6 (100)	7,587	0.7 (100)
合計	7,811	100	1,046,523	100

(注) 1 平成26年度（見込）である。

2 ( ) 書きは累計である。

## 4 法人市民税の税制改正の主な内容と影響額

### (1) 既改正分

(単位：百万円)

改正内容	影響額	
	平成27年度	平年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税割の税率の改正（一部国税化） （標準税率）12.3% → 9.7% （制限税率）14.7% → 12.1%</li> </ul>	△ 3,770	△ 10,926

### (2) 平成27年度税制改正分

(単位：百万円)

改正内容	影響額	
	平成27年度	平年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税率の引下げ 25.5% → 23.9%</li> </ul>	△ 5	△ 2,139
<ul style="list-style-type: none"> <li>課税ベースの拡大 欠損金の繰越控除制度の見直し 受取配当等の益金不算入制度の見直し 租税特別措置の見直しや廃止</li> </ul>	34	1,678
合計	29	△ 461



## 5 固定資産税の推移

(単位：百万円)

区 分	平成27年度 予 算 額 A	平成26年度 予 算 額 B	差 引 A-B	備 考
土 地	86,717	84,989	1,728	評価替えによる増
家 屋	86,761	87,474	△ 713	評価替えによる減
償 却 資 産	23,974	24,351	△ 377	設備投資の伸び悩 みによる減
合 計	197,452	196,814	638	

## 6 固定資産税（土地）の区別評価額変動率

(単位：%)

区 分	変 動 率
千 種 区	4.6
東 区	7.5
北 区	1.0
西 区	3.0
中 村 区	9.5
中 区	6.5
昭 和 区	6.0
瑞 穂 区	4.9
熱 田 区	1.5
中 川 区	0.0
港 区	△ 1.0
南 区	0.5
守 山 区	1.9
緑 区	6.6
名 東 区	2.7
天 白 区	3.4
全 市	4.0

(注) 平成27年度評価額（見込）の平成26年度評価額に対する変動率である。

## 7 固定資産税における家屋と特定空家等の取扱い

### (1) 地方税法上の取扱い

#### ア 固定資産税の課税客体となる家屋

賦課期日（1月1日）現在、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着しており、その目的とする用途に供し得る状態にあるものである。

#### イ 家屋に係る主な調査内容

- ・ 建築又は増改築の状況
- ・ 滅失の状況

#### ウ 住宅用地に対する課税標準の特例

- ・ 居住用家屋（居住の有無は問わない）に係る土地については、以下のとおり課税標準の特例が適用される。

小規模住宅用地（1戸あたり200㎡までの部分） 価格の1/6

小規模住宅用地以外の部分 価格の1/3

- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法の規定により所有者等に対し勧告がされた特定空家等に係る土地については、住宅用地の課税標準の特例の対象から除外する。（改正法案について国会審議中（平成27年5月26日施行予定））

### (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法上の取扱い

#### ア 特定空家等に対する措置（平成27年5月26日施行）

- (ア) 特定空家等の所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

- (イ) 助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

(ウ) 勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

(エ) 措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

#### イ 特定空家等の定義

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地で、以下のものをいう。

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態にあるもの
- ・著しく衛生上有害となるおそれがある状態にあるもの
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態にあるもの
- ・周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあるもの

(注) どのような空家等が「特定空家等」に該当するか否かを判断する際に参考となる基準等については、国土交通大臣及び総務大臣がガイドラインにおいて別途定めることとしている。(空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示第1号))

#### ウ 空家等の所有者等に関する情報の利用

税務情報は原則として税務部局以外の部局に提供することができないが、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき所管部局から所有者等に関する情報の照会があった場合には提供できるものとされた。

## 8 固定資産税（土地）の住宅用地特例適用件数等の推移

(単位：筆)

区 分	平成 26 年度 A	平成 25 年度 B	差 引 A - B
住 宅 用 地	517,627	512,650	4,977
非住宅用地 (宅地)	155,094	155,441	△ 347
合 計	672,721	668,091	4,630

## 9 空き家率に基づく固定資産税・都市計画税の税額の試算

### (1) 空き家の推計棟数

(単位：棟)

本市の木造専用住宅	うち空き家 (13.2%)	賃貸用又は 売却用の住宅 (9.8%)	二次的住宅 (0.2%)	その他の住宅
				A (3.2%)
287,213	37,912	28,147	574	9,191

- (注) 1 「本市の木造専用住宅」は平成26年度の棟数である。  
 2 空き家及び空き家率は「平成25年住宅・土地統計調査」に基づくものであり、空き家率は全国が13.5%、本市が13.2%である。  
 3 「二次的住宅」とは別荘等である。  
 4 「その他の住宅」とは「賃貸用又は売却用の住宅」及び「二次的住宅」以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅等である。

### (2) 「その他の住宅」に係る税額の試算

(単位：件、千円、%)

区分	住宅用地の特例が適用される場合		住宅用地の特例が適用されない場合	
	固定資産税	都市計画税	固定資産税	都市計画税
対象件数 A	9,191		9,191	
平均課税標準額 B	2,553	5,191	10,067	10,138
税率 C	1.4	0.3	1.4	0.3
算出税額 A × B × C	328,505	143,131	1,295,361	279,535
合計	471,636		1,574,896	

## 10 市税の差押件数の推移

(単位：件)

区 分	平成 25 年 度	平成 26 年 度
債 権	8,448	9,004
不 動 産	910	935
そ の 他	104	120
合 計	9,462	10,059

(注) 各年度の1月末時点の件数である。

## 11 市税の徴収猶予等の適用人数の推移

(単位：人)

区 分	平成 25 年 度	平成 26 年 度
徴 収 猶 予	4	9
換 価 の 猶 予	24	127
分 割 納 付	826	847

(注) 1 各年度の1月末時点の人数である。

2 分割納付は、地方税法上の規定はないが、事実上の猶予措置として認めているものである。

## 12 市税徴収率の指定都市比較

(単位：%)

区 分	徴 収 率
名古屋 市	98.7
札幌 市	96.7
仙台 市	96.2
さいたま 市	95.2
千葉 市	94.6
横浜 市	98.5
川崎 市	97.3
相模原 市	94.8
新潟 市	95.8
静岡 市	95.8
浜松 市	95.7
京都 市	97.6
大阪 市	96.8
堺 市	95.4
神戸 市	96.6
岡山 市	94.5
広島 市	96.8
北九州 市	97.0
福岡 市	97.1
熊本 市	94.1

(注) 平成25年度の徴収率である。



## 13 滞納処分取消等請求事件の概要

### (1) 事案の概要

鳥取県が県税の滞納を理由に児童手当が振り込まれた口座の預金債権を差し押さえたことは、児童手当の受給権の保護を定めた児童手当法に反するとして、滞納処分の取消し等の訴えが提起されたもの

### (2) 判決の骨子（広島高裁松江支部 平成25年11月27日判決）

ア 差押等禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権は、原則として差押禁止債権としての属性を承継するものではない。

イ しかし、本件は、児童手当が預金口座に振り込まれることを認識した上で、児童手当が振り込まれた9分後に預金債権として差し押さえた事案である。

ウ また、差押処分直前の約2カ月半の間は口座に入出金がなく、預金債権の大部分は児童手当の振込みによって形成されたものである。

エ このような事情に鑑みると、児童手当相当額の部分に関しては、実質的には児童手当を受ける権利自体を差し押さえたのと変わりがないと認められるから、児童手当法第15条の趣旨に反するものとして違法である。

## 14 法律により差押が禁止されている財産

### (1) 国税徴収法に基づくもの

#### ア 一般の差押禁止財産

次に掲げる財産は、差し押さえることができない。

- ・生活に欠くことができない日用品（衣服、寝具、家具など）
- ・職業上、欠くことのできない器具その他の物など

#### イ 給与の一部

給料や賃金等のうち一定の金額は、差し押さえることができない。

#### ウ 社会保険制度に基づく給付の一部

退職年金、老齢年金等のうち一定の金額は、差し押さえることができない。

#### エ 条件付差押禁止財産

次に掲げる財産は、滞納者が市税の全額を徴収することができる財産で、換価が困難でなく、第三者の権利の目的となっていないものを提供したときは、差し押さえることができない。

- ・職業の継続に必要な機械、器具その他の備品など

### (2) 国税徴収法以外の法律に基づくもの

次に掲げる財産は、差し押さえることができない。

- ・雇用保険法に基づく失業給付を受ける権利
- ・生活保護法に基づき給与を受けた保護金品など
- ・児童手当法に基づく児童手当の支給を受ける権利

## 15 市税の納付方法別利用状況の推移

(単位：件)

区 分	平成 25 年 度	平成 26 年 度
金 融 機 関 ( 窓 口 )	1, 538, 209	1, 508, 332
口 座 振 替	981, 626	980, 292
コンビニエンスストア	1, 126, 597	1, 175, 173
モ バ イ ル レ ジ	—	8, 331

- (注) 1 各年度の1月末時点の納期内納付分の件数である。
- 2 金融機関、コンビニエンスストア及びモバイルレジの件数は、市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の件数の合計である。
- 3 口座振替の件数は、市・県民税（普通徴収）及び固定資産税・都市計画税の件数の合計である。
- 4 モバイルレジは、携帯電話・スマートフォンによる納付方法である。

# 16 地方消費税税率引き上げに伴う地方消費税 交付金増収分の充当対象経費等

## (1) 充当対象経費

(単位：百万円、%)

区 分	平成 26 年 度				平成 27 年 度				
	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	地方消費税率引き上げに伴う増収額	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	地方消費税率引き上げに伴う増収額	
社会保障施策に要する経費	461,633	213,937	247,696	2,711 (1.1)	475,139	219,954	255,185	16,544 (6.5)	
主なもの	社会福祉費	85,755	51,264	34,491	377 (1.1)	84,867	49,285	35,582	2,307 (6.5)
	老人福祉費	30,385	8,317	22,068	242 (1.1)	31,227	8,759	22,468	1,457 (6.5)
	生活保護費	93,195	69,673	23,522	257 (1.1)	93,168	68,903	24,265	1,573 (6.5)
	子ども青少年費	137,695	70,069	67,626	740 (1.1)	144,567	76,908	67,659	4,386 (6.5)
	国民健康保険会計支出金	25,070	7,232	17,838	195 (1.1)	27,091	8,988	18,103	1,174 (6.5)
	後期高齢者医療会計支出金	23,144	2,895	20,249	222 (1.1)	24,667	3,033	21,634	1,403 (6.5)
	介護保険会計支出金	23,846	—	23,846	261 (1.1)	25,531	274	25,257	1,637 (6.5)

(注) 1 地方消費税税率引き上げに伴う増収額は、社会保障施策に要する経費における各事項の一般財源の割合であん分して計上した。

2 ( ) 書きは、各事項の一般財源に対する割合である。

## (2) 臨時財政対策債

(単位：百万円)

平成 26 年 度	平成 27 年 度
35,000	24,000

# 17 住宅都市使用料の内訳と推移

(単位：千円)

区 分	平成 26 年 度	平成 27 年 度
バスターミナル使用料	85,000	85,000
揚輝荘使用料	9,365	9,365
路外駐車場使用料	747,870	744,269
住宅使用料	19,223,851	19,095,695
市営住宅家賃	15,806,678	15,645,114
市営住宅駐車場使用料	1,755,694	1,810,533
定住促進住宅家賃	1,488,908	1,473,693
定住促進住宅駐車場使用料	120,717	112,878
目的外使用料	51,854	53,477
その他施設使用料	12,158	10,854
合 計	20,078,244	19,945,183

# 18 高等学校授業料及び高等学校管理費負担金の推移

## (1) 当初予算額の推移

(単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
高等学校授業料 (使用料及び手数料)	—	495,072	976,837
高等学校等就学 支援金支給対象者	—	356,011	741,398
授業料自己負担者	—	139,061	235,439
高等学校 管理費負担金 (国庫支出金)	1,282,894	860,888	433,092
合 計	1,282,894	1,355,960	1,409,929

## (2) 制度概要

区 分	概 要
平成25年度入学生まで	公立高等学校授業料無償制度により、国から授業料相当額が市に交付されることにより授業料が無償となる。
平成26年度入学生から	高等学校等就学支援金制度により、市町村民税所得割額 304,200 円以上の世帯は授業料を負担し、304,200 円未満の世帯には国から都道府県を通じて授業料相当額の高等学校等就学支援金が支給される。

# 19 土地売払代及び未利用土地残高の局別内訳

(単位：件、百万円、千㎡)

区 分	土 地 売 払 代		未 利 用 土 地 残 高	
	件 数	予 算 額	保 有 面 積	公 有 財 産 台 帳 価 額
総 務 局	—	—	2	184
財 政 局	7	1,000	18	202
市 民 経 済 局	—	—	25	411
う ち 区 役 所	—	—	4	187
環 境 局	—	—	10	7
健 康 福 祉 局	1	40	4	91
子 ど も 局 青 少 年 局	2	100	4	45
住 宅 都 市 局	7	967	24	2,194
緑 政 土 木 局	7	1,476	16	1,071
消 防 局	1	100	6	116
教 育 委 員 会	3	353	228	3,346
合 計	28	4,036	337	7,667

(注) 未利用土地残高は、平成26年3月31日現在の状況である。

## 20 物品売払代の局別内訳

(単位：千円)

区 分	金 額
防 災 危 機 管 理 局	189
総 務 局	4,317
財 政 局	50
市 民 経 済 局	4,713
環 境 局	1,742,814
健 康 福 祉 局	19,861
住 宅 都 市 局	25,842
緑 政 土 木 局	22,378
消 防 局	231,912
教 育 委 員 会	9,935
合 計	2,062,011



## 21 自動車運送事業会計貸付金の状況

(単位：千円)

区 分	貸付年度	貸付金額	平成27年度末 残高(見込)
乗合自動車 購入費貸付金	昭和35年度 } 昭和48年度	2,500,000	300,000
経営基盤安定化 貸付金	平成2年度 } 平成9年度	4,700,000	4,700,000
第三セクター 出資金貸付金	平成5年度 } 平成8年度	337,500	337,500
合 計		7,537,500	5,337,500

## 22 歳計現金等及び基金の運用益について

### (1) 歳計現金・歳入歳出外現金

(単位：百万円、%)

区 分	平均残高	運用益	運用利回
譲渡性預金	15,846	8	0.052
大口定期預金	10,374	4	0.040
普通預金	8,803	2	0.020
有価証券	8,885	13	0.144
合 計	43,908	27	0.061

(注) 1 平成25年度の実績である。

2 土地基金及び美術品等取得基金を含む。

### (2) 基金

(単位：百万円、%)

区 分	平均残高	運用益	運用利回
譲渡性預金	23,411	11	0.046
大口定期預金	4,954	1	0.030
普通預金	6,217	1	0.020
有価証券	206,085	671	0.326
繰替運用	5,121	5	0.094
合 計	245,788	689	0.281

(注) 平成25年度の実績である。

## 23 基金の現在高及び積立・取崩の状況

(単位：千円)

区 分	平成26年度末 現在高(見込)	平成27年度中増減		平成27年度末 現在高(見込)
		積 立	取 崩	
教育基金	126,064	185,514	30,881	280,697
住宅敷金 積立基金	4,247,582	270,177	330,493	4,187,266
名古屋城整備 積立基金	39,302	5,117	—	44,419
名古屋城本丸 御殿積立基金	3,203,737	68,739	623,999	2,648,477
文化振興事業 積立基金	1,153,189	3,000	44,209	1,111,980
国際交流事業 積立基金	2,272,591	2,000	—	2,274,591
大規模施設 整備積立基金	7,058,565	22,483	2,239,801	4,841,247
高速度鉄道 建設積立基金	43,991	133	—	44,124
環境保全基金	834,361	1,000	—	835,361
高齢化対策 事業基金	—	—	—	—
中区役所等 管理基金	1,082,860	—	112,486	970,374
介護給付費 準備基金	1,639,254	906,644	—	2,545,898
震災対策 事業基金	—	4,501,001	1,047,831	3,453,170
公債償還基金	195,539,732	51,212,902	54,319,965	192,432,669
財政調整基金	14,560,366	61,059	4,500,000	10,121,425
積立基金計	231,801,594	57,239,769	63,249,665	225,791,698

土地基金	2,283,000	—	—	2,283,000
美術品等 取得基金	500,000	—	—	500,000
定額基金計	2,783,000	—	—	2,783,000

## 24 財務会計総合システムの経費について

### (1) システムの再構築に向けた調査経費

(単位：千円)

主 な 内 容	金 額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・再構築に向けた課題の整理とその対応策の検討</li> <li>・システム構想の策定</li> <li>・開発に要する期間の検討とスケジュール案の作成</li> <li>・開発経費の試算</li> <li>・システム整備にともなう効果の試算</li> </ul>	5,098

### (2) 現行システムの運用経費

(単位：千円)

区 分	金 額
サーバ機器・運用ソフトウェアの賃借	98,709
端末機器の賃借	58,569
システム保守運用委託	26,590
システム改造委託	22,761
その他維持管理経費	2,926
合 計	209,555

### (3) 現行システムの開発経費等

開 発 経 費	611,921 千円
開 発 期 間	平成9年4月～平成12年12月

## 25 社会保障・税番号制度の導入趣旨等

### (1) 導入の趣旨

社会保障や税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現する。

### (2) メリット及びデメリット（税関係）

#### ア 市民のメリット

- ・ 行政事務の簡素・効率化が図られる。
- ・ 給付申請等の手続きにあたり、所得証明書の添付が省略され、手続きが簡易になる。
- ・ 情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）を通じて行政機関が有している所得情報等の自己に関する情報を確認することができる。

#### イ 本市のメリット

- ・ 各種課税資料について、正確かつ効率的に名寄せ・突合することにより、より公平・公正な課税を実現することができる。
- ・ 紙媒体で実施していた照会事務について、ネットワークを通じて迅速に実施することができる。

#### ウ デメリット

- ・ 個人番号を適正に管理する必要性が生じる。

## 26 社会保障・税番号制度の導入に係るシステム改修経費（税関係）

### (1) 補助対象

(単位：百万円)

区 分	予 算 額	うち国庫補助金
		システム製造及びテスト作業

### (2) 補助対象外

(単位：百万円)

区 分	予 算 額
個人番号及び法人番号の初期登録	69
庁内連携用サーバ及び住基ネット端末等の賃貸借	11
合 計	80

## 27 用地先行取得特別会計の保有状況

### (1) 公共用地先行取得費

(単位：ha、百万円)

事業局	目的	区分	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
住宅都市局	住宅	面積	—	—	2.1	2.1
		金額	—	—	3,358	3,358
緑政土木局	道路	面積	0.2	—	1.4	1.6
		金額	425	—	4,736	5,161
	公園	面積	1.3	0.9	35.4	37.6
		金額	939	947	43,605	45,491
	河川	面積	—	—	8.3	8.3
		金額	—	—	5,156	5,156
	計	面積	1.5	0.9	45.1	47.5
		金額	1,364	947	53,497	55,808
教育委員会	公園	面積	—	—	0.1	0.1
		金額	—	—	516	516
	教育	面積	1.4	—	—	1.4
		金額	1,419	—	—	1,419
	計	面積	1.4	—	0.1	1.5
		金額	1,419	—	516	1,935
合計	面積	2.9	0.9	47.3	51.1	
	金額	2,783	947	57,371	61,101	

(注) 平成26年3月末時点の数値である。

### (2) 都市開発用地取得費

(単位：ha、百万円)

事業局	目的	区分	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
緑政土木局	公園	面積	5.2	7.4	92.9	105.5
		金額	3,576	6,195	63,567	73,338

(注) 平成26年3月末時点の数値である。

## 28 工事請負の入札状況

区 分		平成 26 年 度
総 入 札 件 数 A		1,744 件
うち 入札不調	件 数 B	168 件
	発 生 率 B/A	9.6 %
平 均 落 札 率		89.5 %
平 均 入 札 者 数		8.7 者

- (注) 1 財政局契約部所管分について掲げた。  
 2 平成27年1月開札分までの速報値である。  
 3 入札不調は、入札参加者がなかったもの及び入札参加者はあったが落札者がなかったものである。  
 4 平均入札者数は、不調とならなかつた入札における平均である。



## 29 名古屋市入札監視委員会の意見

開催日	意見
平成26年9月4日	<p>導入後の保守管理経費が高額になると見込まれる業務委託の入札にあたっては、総合評価落札方式を採用し、その経費も十分考慮できる落札者決定基準を工夫するよう努めること</p>
平成26年12月25日	<p>毎年、一定数の同種工事が予想される場合、不調・不落が発生しないように必要に応じて設計業務も含め発注時期等を工夫すること</p>

## 30 公契約条例の検討状況について

### (1) 平成26年度の検討状況

条例制定済の政令指定都市の運用状況について、平成26年7月に川崎市、平成27年1月に相模原市の調査を行い、関係局と情報共有を図った。

### (2) 条例制定済の政令指定都市の状況

(単位：件)

区 分		対 象 契 約	平成25年度 実 施 件 数
川 崎 市	工事請負	予定価格6億円以上	17
	業務委託	予定価格1,000万円以上の一部 (警備、清掃、施設維持管理及び 電算関連業務)	180
相 模 原 市	工事請負	予定価格3億円以上	3
	業務委託	予定価格1,000万円以上の一部 (建物警備、清掃、設備運転監 視、案内業務及び給食調理業務)	20

## 31 指定金融機関について

### (1) 主な指定都市の指定金融機関及びその本店所在地

区 分	指 定 金 融 機 関	本 店 所 在 地
名 古 屋 市	三 菱 東 京 U F J 銀 行	東 京 都
横 浜 市	横 浜 銀 行	横 浜 市
京 都 市	三 菱 東 京 U F J 銀 行	東 京 都
大 阪 市	み ず ほ 銀 行	東 京 都
神 戸 市	三 井 住 友 銀 行	東 京 都

(注) 平成27年2月末現在の状況である。

### (2) 主な指定理由

- ・金庫制度（指定金融機関制度の前身）時から指定をしていた銀行であること
- ・市内店舗数が多いこと
- ・経営内容が健全であること

### (3) 本市における指定金融機関の業務

- ・公金の収納事務
- ・公金の支払事務
- ・収納代理金融機関（61行）等の一切の事務処理の総括

# 32 今後の収支見通し

(単位：億円)

区 分		平成27年度 予 算	平成26年9月作成		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳 入	市 税	5,001	4,970	5,041	5,026
	減 税 前	5,117	5,081	5,154	5,141
	5%減税額	△116	△111	△113	△115
	市 債	706	705	670	660
	うち 臨時財政対策債	(240)	(280)	(280)	(280)
	そ の 他	5,016	4,819	4,866	4,932
	うち 地方交付税	(50)	(50)	(50)	(50)
計	10,723	10,494	10,577	10,618	
歳 出	人 件 費	1,675	1,660	1,652	1,661
	扶 助 費	2,837	2,876	2,962	3,056
	公 債 費	1,339	1,334	1,365	1,365
	投 資 的 経 費	862	824	808	778
	そ の 他	4,010	3,919	3,911	3,917
	計	10,723	10,613	10,698	10,777
差 引 収 支		-	△119	△121	△159

＜参考＞市長提案事業に係る財政的影響について

(単位：百万円)

区 分	金 額
名古屋城天守閣木造復元概算経費	
ほとんど節のない国産材を使用する場合	40,000
節の有無・多少を問わず国産材を使用する場合	32,000
柱に節のある国産材、柱以外に外国産材を使用する場合	27,000

(注) 大規模展示場の整備、あおなみ線における蒸気機関車の定期運行及び1000メートルタワーの建設についての事業費は未定

